

令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第 11 回総会

日時：令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 1 時 30 分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答申

「(仮称) N E C 府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書

2 受理報告

【審議資料】

資料 1 「(仮称) N E C 府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書について

資料 2 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	羽染委員
	安立委員	速水委員
	飯泉委員	廣江委員
	日下委員	水本委員
	玄委員	宗方委員
	小林委員	保高委員
	高橋委員	渡部委員
	堤委員	渡邊委員

(19 名)

事務局 長谷川政策調整担当部長
藤間アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

資料 1

令和 7 年 3 月 27 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称) N E C 府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) N E C 府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、令和 7 年 1 月 23 日に「(仮称) N E C 府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は約 7 年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、教育施設や住宅と隣接している地点もあることから、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価すること。

第 3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和7年1月23日	調査計画書について諮問
部 会	令和7年3月19日	環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境 総括審議
審議会	令和7年3月27日	答申

資料 2

受 理 報 告 (3 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎) 建設事業	令和 7 年 2 月 6 日
	G L P 昭島プロジェクト	令和 7 年 2 月 19 日
2 事 後 調 査 報 告 書	多摩都市計画事業 稲城南山東部 土地区画整理事業(工事の施行中その 12)	令和 7 年 2 月 7 日
	国分寺都市計画道路 3・2・8 号府 中所沢線(府中市武蔵台～国分寺市 東戸倉間) 建設事業(工事の施行中 その 8)	令和 7 年 2 月 14 日
	東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近) 連続 立体交差事業(工事の完了後)	令和 7 年 2 月 20 日
	都市高速道路外郭環状線(世田谷区 宇奈根～練馬区大泉町間) 事業(工 事の施行中その 4)	令和 7 年 2 月 20 日
3 変 更 届	(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一 種市街地再開発事業	令和 7 年 1 月 31 日
	株式会社昭和石材工業所古里鉦業 所採掘区域拡張事業	令和 7 年 2 月 17 日
	立川都市計画道路 3・3・30 号立川 東大和線(立川市羽衣町二丁目～栄 町四丁目間) 建設事業	令和 7 年 2 月 19 日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
3 変 更 届	羽田空港アクセス線（仮称）整備事業	令和7年2月19日
	（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画	令和7年2月20日
	都営村山団地（後期）建替事業	令和7年2月20日
4 着 工 届 （事後調査計画書）	渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和7年2月12日
	立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業	令和7年2月19日

受 理 年 月 日
令和 7 年 2 月 6 日

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	施工計画では、軌道桁の架設等一部の工種で夜間工事が予定されていることから、近隣住民に対し、夜間工事の実施期間、内容等について十分な事前周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動による影響の低減に努めること。	環境保全のための措置に、夜間工事を行うにあたっては、近隣住民等に期間、内容等について十分な周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動を必要最低限にとどめるなど環境の保全に努めることを追記した。 (本編 130 ページ)
日影	等時間日影図によれば、駅舎部および軌道部の一部の区間で日影規制の時間を超える日影が生じる地域があることから、モノレール施設の構造及び高さへの配慮を検討するとともに、影響を被る関係者との協議においては、影響の程度や対策について、資料などを用いて分かり易い説明に努めること。	規制基準を超える日影が生じる区間における関係者との協議に際しては、影響の程度や対策について、資料などを用い分かり易い説明に努め対処していくことを評価の項に追記した。 (本編 183 ページ)

受 理 年 月 日
令和 7 年 2 月 19 日

「GLP昭島プロジェクト」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
総括的事項	計画地が位置する昭島市は、水と緑の自然環境とが調和した住宅都市として、恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めてきている地域である。また、計画地外ではあるが、今後、昭島市により、緑豊かな環境の維持を図る緑地保全地区として地区計画に定められる予定の代官山緑地が計画地に囲まれるようにして存在する。 本事業については、都民から、自然環境の喪失、交通量の増加に伴う環境影響、健康影響、渋滞及び事故の増加並びに周辺住民との話し合いの不足など多くの懸念が表明されている。 このことから、事業の実施に当たっては、豊かな環境を将来に渡り維持していくために、環境保全のための措置の徹底、継続的な検証と改善を重ねていくとともに、地域住民への丁寧な説明や交通管理者等の関係機関との十分な協議など、地域と連携し、対策を検討していくことが重要である。 以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。	事業の目的に、各種環境保全のための措置を徹底して取り組んでいくこと、地域と連携し、工事の施行中や完了後においても継続した意見交換を行い、課題等が生じた場合には、必要に応じて追加的な対策を検討、実施していくこと等、事業を推進していくにあたっての事業者の姿勢を加筆した。(本編 6-3 (19) ページ) 新たに「④車両の走行に関する環境配慮事項等」を項目立てし、「8.1 大気汚染」、「8.2 騒音・振動」等に示した環境保全のための措置及び渋滞対策等を整理、加筆した(計画地周辺の小中学校と連携して通学路をドライバーへ共有するなど交通安全意識の向上等への働きかけを実施すること、登校時間帯及び夜間・早朝の時間帯に配慮し、対象時間の走行台数の抑制に努めること、シャトルバス等の運行を行い通勤車両台数の削減を図ること、走行ルートについて交通管理者等と協議を実施すること、道路管理者の安全施設の整備事業への協力すること等)。(本編 6-33 (49) ページ) また、事業計画の内容に、周辺住民との継続した意見交換の一つとして、公園整備に関するワークショップを開催し、そこで得られる市民意見を公園の利用方法等に可能な範囲で反映させていくことを加筆した。(本編 6-16 (32) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	工事用車両及び関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度について、いずれも評価の指標とした環境基準を下回っているものの、住民から交通量の大幅な増加に対する不安や、大気汚染物質の増加による健康影響への懸念が示されている。 そのため、周辺住民に対し、大気汚染物質の濃度の変化について丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置の徹底を図ること。また、更なる環境保全のための措置を検討し、大気質への影響の低減に努めること。	環境保全のための措置に、工事着手前に工事説明会を開催して施工計画等について丁寧な説明を行っていくこと、朝礼等で道路や周辺状況等の地域性に配慮したルール等を工事関係者に周知徹底すること、工事の進捗会議等の中で環境保全のための措置の徹底状況を確認し、課題等が生じた場合には、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行って実施していくこと、入居テナントが一堂に会する定期的な会議において、環境保全のための措置や地域性に配慮したルール等の徹底を働きかけるほか、課題等が生じれば、全体で共有し、運営会社として入居テナントとともに対応していくこと等を加筆した。(本編 8. 1-89～90 (165～166) ページ) 「日平均値の年間 98%値」等の語句説明や評価の指標とした環境基準及びその評価方法に関する解説を加筆した。(本編 8. 1-91 (167) ページ、資料編 2. 1-224 ページ)
騒音・振動	1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況においても環境基準値を上回る地点も存在し、工事用車両及び関連車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点がさらに増えることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の低減に努めること。 特に、関連車両の走行による夜間の騒音・振動レベルの増加の程度が大きい地点も見られることから、周辺住民には騒音・振動の変化の程度について十分な説明を行うとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行うこと。	環境保全のための措置に、工事の進捗会議等における徹底状況の確認を実施していくこと、課題等が生じた場合には、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行い、実施していくこと、入居テナントが一堂に会する定期的な会議において、環境保全のための措置や地域性に配慮したルール等の徹底を働きかけるほか、課題等が生じれば、全体で共有し、運営会社として入居テナントとともに対応していくこと等を加筆した。(本編 8. 2-78～79 (256～257) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	2 工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音は、評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は24時間稼働を行う計画であり、夜間の時間帯も含め騒音の増大が懸念され、周辺に住宅地も存在することから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。	環境保全のための措置に、特に夜間においては、近隣の住環境に配慮した施設運用を行うことを加筆した。(本編 8. 2-79 (257) ページ)
騒音・振動、生物・生態系共通	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の最大値が、オオタカの営巣が確認されている代官山緑地の北側に出現するため、オオタカへの影響が懸念される。加えて、騒音の予測地点の高さは地上1.2mであり、オオタカが営巣する高さでは建設作業騒音がさらに大きくなる可能性があることから、必要に応じて騒音の高さ方向の予測・評価を行った上で、適切な環境保全のための措置について検討すること。	オオタカが営巣する高さ(地上15m)における「建設機械の稼働に伴う騒音」の予測結果を、参考として資料編に加筆するとともに、生物・生態系の予測に、配慮、対策を加筆した。(本編 8. 6-110、127 (458、475) ページ、資料編 2. 2-227～229 (465～468) ページ) 騒音・振動及び生物・生態系の環境保全のための措置に、オオタカが営巣する高さ(地上15m)における「建設機械の稼働に伴う騒音」の予測結果を考慮し、オオタカの営巣期間中は、計画地外への騒音の影響が少ない工事を可能な限り優先して行うこと等を加筆した。(本編 8. 6-129～130 (477～478) ページ、資料編 2. 2-230 (468) ページ)
土壌汚染	土地利用の履歴等の調査から、計画地の一部では、土壌が汚染されている可能性が否定できないため、工事開始前までに土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく適切な手続きを実施するとしているものの、住民から土壌汚染と地下水汚染への懸念が示されていることから、周辺住民に対し、土壌汚染対策法等に基づく調査結果等の内容を丁寧に開示、説明すること。	環境保全のための措置に、法令に基づく土壌汚染調査結果等を本事業のウェブサイトを用いて公開していくことを加筆した。(本編 8. 3-18 (290) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
地盤、水 循環 共 通	1 本事業では、計画地内で想定される雨水表面流出量の全量を浸透させるための雨水浸透施設を設置する計画としているが、土地の表面の被覆形態等も大きく変化し、地域の水循環への影響が懸念されることから、地下水面や流向等の地域の地下水の状況を詳細に把握した上で、その具体的な設置場所や規模、構造等を検討すること。	調査結果に、現地調査結果から推定した計画地内の地下水面及び流向を示した図を追加し、地下水の流向に関する記述を詳述した。(本編 8.4-26、8.5-5 (316、333) ページ) 予測結果に、計画地内の想定平均地下水位及び流向並びに雨水浸透施設の配置図を追加した。(本編 8.4-35、8.5-14 (325、342) ページ) また、「雨水浸透施設断面イメージ図」を「雨水浸透施設標準構造図」に更新し(本編 6.37 (53) ページ)、環境保全のための措置に、全量を地下に浸透させることができる適切な規模、構造等を有した雨水浸透施設を分散して整備することを加筆した。(本編 8.4-36、8.5-17 (326、345) ページ)
地盤、水 循環 共 通	2 本事業により地下水の水位に影響を及ぼす可能性は小さいとしているが、地下水涵養量等が変化し、浅層地下水に影響を与える可能性がある。そのため、周辺の井戸情報の把握に努め、地下水の状況を継続的に監視しながら、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること。	環境保全のための措置に、施工に際しては計画地周辺の井戸情報の把握に努め、地下水の状況を監視しながら施工を行うことを加筆した。(本編 8.4-36、8.5-16 (326、344) ページ)
地盤、水 循環 共 通	3 計画地は、水道水として深層地下水を 100%利用しており、地下水に対する関心が非常に高い地域である。また、住民からも水道水源への懸念が示されていることから、計画地内にある既存の深井戸について、その状況を把握し、必要に応じて水位等のモニタリングの実施等、環境保全のための措置への活用について検討すること。	環境保全のための措置に、既存の深井戸の存続が可能となった場合、環境保全のための措置への活用について関係機関と検討していくことを加筆した。(本編 8.4-36、8.5-17 (326、345) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
生物・生態系	1 代官山緑地北側などに現地形を生かした残地部を確保し、移植や新植により代官山緑地と玉川上水緑道の樹林がつながる緑のネットワークを形成する計画とされているが、事業の実施により緑の量が大きく減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。そのため、玉川上水等の周辺の緑地等とのつながりや利用する生き物に配慮した樹種や配置等を計画するとともに、良好な環境を保持するため、工事完了後における適切な維持管理の方法を検討すること。	環境保全のための措置に、新植する樹木は、玉川上水緑道や周辺の緑地等とのつながりや緑地を利用する生物に配慮し、地域在来種や動物が好む植物種を選定すること、適切な維持管理を行っていくこと等を加筆した。(本編 8.6-130～131 (478～479) ページ)
生物・生態系	2 本事業ではアニマルパスや自然環境に配慮した池を整備する計画であるが、その詳細が不明であることから、保全目標とする種を明らかにし、その生息(育)環境への影響を緩和するための適切な保全措置となるよう、事例や専門家の意見等を参考に詳細に検討すること。また、継続的なモニタリングと順応的管理を行い、現在の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。	環境保全のための措置に、アニマルパス(動物移動経路)や既存の池による保全目標種を明らかにするとともに、整備・改修方法等について、事例等を参考にしつつ、適宜専門家等から適切なアドバイスを受けていくこと、事後調査結果に基づき必要に応じて環境保全のための措置を検討することを加筆した。(本編 8.6-130～131 (478～479) ページ)
生物・生態系	3 計画地に隣接した代官山緑地でオオタカの営巣、繁殖が確認され、計画地の一部も営巣中心域として利用されていることから、工事の実施に際してはその行動をモニタリングしながら可能な限りの配慮を行うとともに、工事の完了後においても、事業の実施に伴う影響の調査と併せて順応的管理を行い、良好な生息(育)環境を継続的に保全すること。	環境保全のための措置に、工事の施行中や完了後のオオタカのモニタリング結果に基づき、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること等を加筆した。(本編 8.6-129～131 (477～479) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
生物・生態系、自然との触れ合い活動の場共通	工事の完了後は、開かれた緑地環境を広く一般に提供する計画であり、自然との触れ合い活動の場の持つ機能はより充実するとしているが、その利用方法によっては、生物・生態系の保全に影響を与えることが考えられることから、緑地環境の利用方法について区分や目的を可能な限り明確にし、周辺自然環境への影響に配慮するよう努めること。	自然との触れ合い活動の場の予測結果に、代官山緑地北側の公園では、自然環境の保全の観点から、「生物多様性に配慮することを目的としたゾーン」と「人が活動することを目的としたゾーン」を区分していくことを加筆し、資料編に区分していくことがわかるゾーニング図とその解説を加筆した。(本編 8. 12-27 (703) ページ、資料編 2. 9-1 (629) ページ) 環境保全のための措置に、代官山緑地北側の公園では、自然環境の保全の観点から、「生物多様性に配慮することを目的としたゾーン」と「人が活動することを目的としたゾーン」を区分していく計画であることを加筆した。(本編 8. 6-130、8. 12-31 (478、707) ページ)
日影	評価の指標とした東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制の基準は満足しているものの、北側には低層の戸建て住宅が集中し、住民から日影の影響への懸念が示されている。 本事業は、敷地内に複数の建物を計画しており、図面が多岐にわたり、評価の内容が読み取りにくいと、周辺住民に対し日影の状況を丁寧に説明するとともに、わかりやすい図書の作成に努めること。	予測方法について、わかりやすい評価書の構成とするために、時刻別日影図及び等時間日影図の作成方法、法規制図の作成方法を詳述し、時刻別日影図と等時間日影図の注釈を加筆した。(本編 8. 7-15～16 (499～500) ページ) 予測結果について、わかりやすい評価書の構成とするために、予測した時刻別日影図、等時間日影図、法規制図ごとに予測結果の文章と図面の構成を見直した。また、東側敷地と西側敷地の日影図が左右見開きになるようページ構成を再整理した。(本編 8. 7-17～40 (501～524) ページ)
風環境	計画建築物の位置及び配置の配慮により、計画建築物の建設後の風環境は、建設前から著しく変化しないとしているが、現況からの変化は一定程度生じ、住民から懸念が示されていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。	環境保全のための措置に、事後調査では、計画地内で適切な地点を選定し、環境保全のための措置の効果の検証を行うとともに、必要に応じて更なる対策を講じることが加筆した。(本編 8. 9-31 (573) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
景観	計画建築物の外壁は、玉川上水景観基本軸の景観形成基準に基づき、周辺景観との調和を図るとしているが、計画建築物の規模が大きく、また、住民からも景観の変化と圧迫感の増大に対する懸念が示されている。このことから、詳細なデザインや色彩等の計画に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、計画地周辺の環境との調和に努め、眺望の変化や圧迫感の軽減を図ること。	環境保全のための措置に、計画建築物の詳細なデザインや色彩等の計画に際しては、周辺住民等の意見を参考にしていくことを加筆した。(本編 8.10-84 (658) ページ)
史跡・文化財	計画地が隣接している史跡玉川上水は、江戸時代に武蔵野台地の田畑を潤す用水などとして、産業、生活、文化に重要な役割を果たしてきた。 この史跡玉川上水とその周囲の景観を保全するため、事業実施に先立ち、関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全のための措置を検討すること。また、工事の施行中及び完了後においては、保全の措置を確実に実施し、史跡玉川上水及び周辺環境に影響を与えないよう、十分配慮すること。	環境保全のための措置に、工事の実施前に関係機関と十分に協議を行うとともに、適切な環境保全のための措置を検討し、工事関係者に周知・徹底させること、玉川上水と十分な離隔を確保した建設機械の配置を検討していくことで、玉川上水の護岸等を破損させないように管理していくこと、計画地北側は現地形や樹木を活かした残存緑地としていくことを加筆した。また、新たに「②予測に反映しなかった環境保全のための措置」を項目立てし、史跡である玉川上水からの景観への配慮を加筆した。(本編 8.11-13 (673) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
廃棄物	施設の供用に伴い多量の廃棄物が発生すると予測されていることから、テナント等に積極的に関与し、廃棄物の発生抑制の取組を徹底させること。また、本事業で目標とする再資源化率は市の目標値等を基に設定しているが、類似施設の実績等を踏まえ、発生する廃棄物の種類に応じた目標値を検討し、それを達成するようテナント等へ働きかけるとともに、事後調査において発生量、再資源化率等を詳細に報告すること。	予測条件について、工事の完了後に発生する廃棄物の再資源化等率の目標値を類似施設の実績値の平均値を基に定め、予測結果について当該目標値を基に算定した再資源化等量に修正した。(目標値は評価書案で 36.4～37.1%に対し、評価書で 50%) (本編 8.13-18、25 (728、735) ページ) 環境保全のための措置に、類似施設の実績から定めた再資源化等率の目標値の達成に努めること、運営会社として、率先して廃棄物削減・再資源化等の取組みを主導し、入居テナントと一体となって循環型社会の実現に取り組むこと、本事業における廃棄物の発生量、再資源化等率を把握し、事後調査として報告していくことを加筆した。(本編 8.13-27 (737) ページ)
温室効果ガス	1 都では、2030 年カーボンハーフ、2050 年CO₂排出実質ゼロの実現に向けた施策を行っていることから、それらを鑑み、施設管理者として、施設稼働開始時のみならず将来の脱炭素化の推進に向けた方針を定めるとともに、太陽光発電量の増加を含め、最大限の再生可能エネルギーの導入に努めること。また、再生可能エネルギーの使用について、テナントに働きかけていくこと。 さらに、事後調査において、再生可能エネルギーの使用量も含めた施設の消費電力量について詳細に報告すること。	環境保全のための措置に、入居テナントの協力を得ながら東京都等が掲げる 2030 年カーボンハーフに向けた取組みに協力していくこと、また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進していくこと、環境確保条例に則り、脱炭素化の推進に向けた方針を定め、届出を行うこと等を加筆した。 施設に受電する電力は、関連事業で得る再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達していくこと、入居テナントに再生可能エネルギーの使用を推奨し、積極的にその調達・使用を働きかけていくことを加筆した。 また、工事完了後の再生可能エネルギーの使用量を含めた事業全体の消費電力量を事後調査として報告していくことを加筆した。(本編 8.14-23 (761) ページ)

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
温室効果ガス	2 本事業では、施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量が膨大であることから、より一層の温室効果ガス削減が求められる。 データセンターでは、PUEを省エネ法で規定する1.4として目標値を設定しているが、世界的な動向を踏まえ、可能な限り低い値となるよう努めるとともに、高効率なIT機器等の設備の導入など、最大限の省エネルギー化をテナントに働きかけていくこと。 また、冷凍冷蔵空調機器について、最新の技術を鑑み、可能な限りノンフロン機器若しくは最も温室効果が低い冷媒を使用した機器の導入を検討するとともに、適正な冷媒の管理に努めること。	環境保全のための措置に、データセンターのPUEは、技術の発展を踏まえ、可能な限り低い値となるよう努めること、入居テナントに最大限の省エネルギー化に努めるよう働きかけていくことを加筆した。 また、設備機器は、最新の技術を鑑み、可能な限りノンフロン機器や温室効果が低い冷媒を使用した機器の導入を採用していくことを加筆した。(本編 8.14-23 (761) ページ)

2月分 受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和7年2月27日

■事後調査報告書

（1）事業名：江戸川清掃工場建替事業（工事の施行中その1）

事業者名：東京二十三区清掃一部事務組合

項目	助言事項	回答
騒音・振動	1 建設機械の稼働に伴う振動について、事後調査で測定された振動レベルは十分に小さいと考えられます(表7-15)。しかし、その一方で、振動に関する苦情が63件と非常に多くなっています(p.58)。この乖離の原因は何でしょうか。事後調査日の選定が妥当なものであったのかという点を含め、十分な検証と説明が必要です。	建設機械の稼働に伴う振動における事後調査日は、東京都環境影響評価指針に基づき算出した月別発生振動レベルの合成値が最大となる月としました。 当該計画地の地盤が軟らかく、基礎解体、障害削孔作業等に伴い発生した振動が周辺に伝搬しやすい環境であったことから、乖離が生じたと考えています。 なお、振動における苦情の多くは、工場棟基礎解体時においていただきました。 また、工事中は、敷地境界4箇所に設置した振動計にて常時監視を行いホームページにて公開し、工事説明会にて周辺住民の方々に対し振動が発生する時期や振動対策を周知するといった対応を行いました。苦情を受けた際は現場を確認し申立人に対し振動対策の丁寧な説明を行いました。 工場棟解体工事は令和5年7月に完了しておりますが、今後も建設機械の集中稼働を避ける等引き続き適切な環境保全のための措置の実施、丁寧な説明対応や周辺住民の方々に対する情報提供を行います。

3月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和7年3月27日

■事後調査報告書

- (1) 事業名：多摩都市計画事業 稲城南山東部土地区画整理事業（工事の施行中その12）
事業者名：南山東部土地区画整理組合

項目	助言事項		委員
廃棄物	1	工事途中の報告にもかかわらず、既に予測量を上回る廃棄物量が報告（コンクリート塊、アスファルト塊、伐採樹木など）されている。 地下の见えない部分に関するものが多いが、アセスを行う場合には少し大きめの見込み量になるように予測すべきである。	羽染委員